

一般社団法人全国放課後連 会費規程

【目的】

第1条 この規定は、一般社団法人全国放課後連（以下「当会」という。）の年会費について必要な事項を定める。

【年会費】

- 第2条 1. 当会の会員は、次の二種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- (1) 正会員とは、当会の目的に賛同して入会した事業所及び個人
 - (2) 賛助会員とは、当会の事業を援助するために入会した事業所及び個人
2. 当会の正会員は、毎年度、次に該当する会費を納入しなければならない。
- (1) 事業所会員は、一事業所につき 5,000円
 - (2) 個人会員は、一人につき 5,000円
3. 賛助会員の会費は、年額一口5,000円とし、一口以上とする。

【納入時期および方法】

- 第3条 1. 会費は、入会申込書に記載した払込み予定日までに、指定された口座に振り込むものとする。
2. 加盟継続の場合は、加盟継続申請書を提出の上、毎年6月末までに指定された口座に振り込むものとする。

【退会】

- 第4条 1. 年度の途中で退会した場合納入した会費は返却しない。
2. 当会の事業年度を越えて退会手続きを行った場合は、退会年度の年会費を納入しなければならない。

【その他】

第5条 本規程に定めのない事項については、理事会で決定する。

【改廃】

第6条 本規程は、社員総会の承認を得て改廃する。

- 付 則 1. この規程は、2017年6月4日から施行する。
2. この規定は、2022年6月5日から施行する。
3. この規定は、2023年6月4日から施行する。